

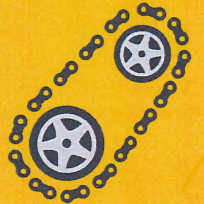
危険

ルールを無視した ペダル付き 電動バイク



ペダル及びモーターを備える車両のうち、

- スロットルが備えられており、モーターのみで走行させることができるもの
- 駆動補助機付自転車（いわゆる電動アシスト自転車）のアシスト比率の基準を超えるもの



自転車ではなく、

一般原動機付自転車又は自動車です!!

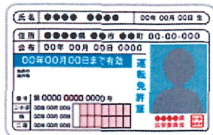
モーターを用いず、ペダルのみを用いて走行させる場合でも、一般原動機付自転車又は自動車としての交通ルール（無免許運転の禁止、歩道走行不可、乗車用ヘルメットの着用義務等）が適用されます。



公道を走行するために必要なこと

Check 01

一般原動機付自転車等を運転することのできる運転免許



Check 02

ブレーキランプ、ウinker、バックミラー等の備付け



Check 03

ナンバープレートの取付け・表示



Check 04

自動車損害賠償責任保険（共済）への加入

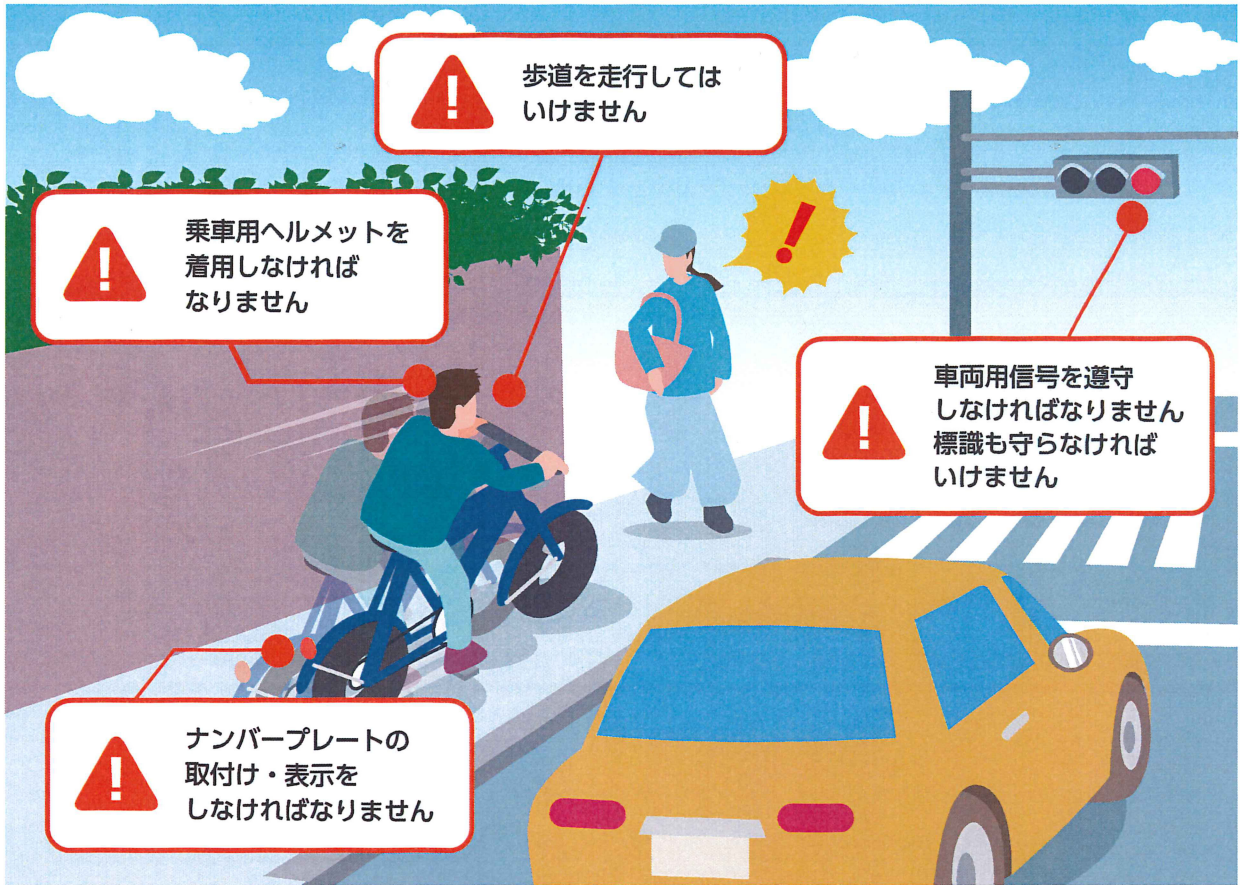


警察庁・都道府県警察

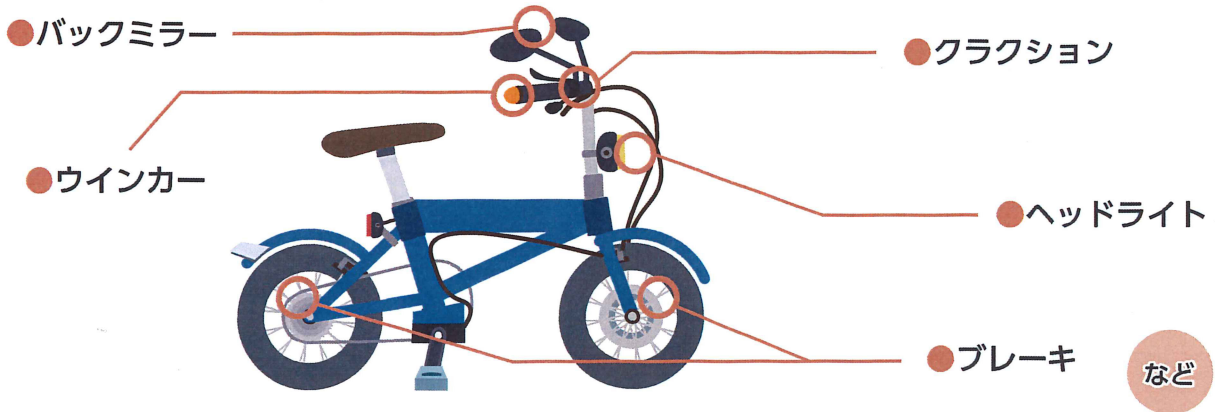
交通ルールを守って
つながる笑顔



ルールの無視は罰則の対象です！



保安基準に適合しなければなりません



自転車の交通ルールが適用されるもの

型式認定を受け、TSマークが付いている駆動補助機付自転車には、自転車の交通ルールが適用されます。いわゆる電動アシスト自転車を使用(購入)する場合には、TSマークが付いているものを選びましょう。



TS マーク



型式認定を受けているものはこちら

特定小型原動機付自転車

について

一定の基準に該当する車両について、「特定小型原動機付自転車」が創設され、新しい交通ルールが定められました。～令和5年7月1日から～

免許必要 **一般原動機付自転車** 法定速度30km/h
 (電動機の定格出力により、一部自動二輪車等に該当)

免許不要

特定小型原動機付自転車

構造上 最高速度20km/h以下

歩道通行不可

特例特定小型原動機付自転車

構造上 最高速度6km/h以下

歩道通行可

普通自転車等以外の者等専用の標識が設置されている

緑色点灯



緑色点滅



最高速度表示灯

16歳未満は運転禁止！！！！



方向指示器

前照灯

警音器

ブレーキ

最高速度表示灯

後部反射器
尾灯・制動灯

必要

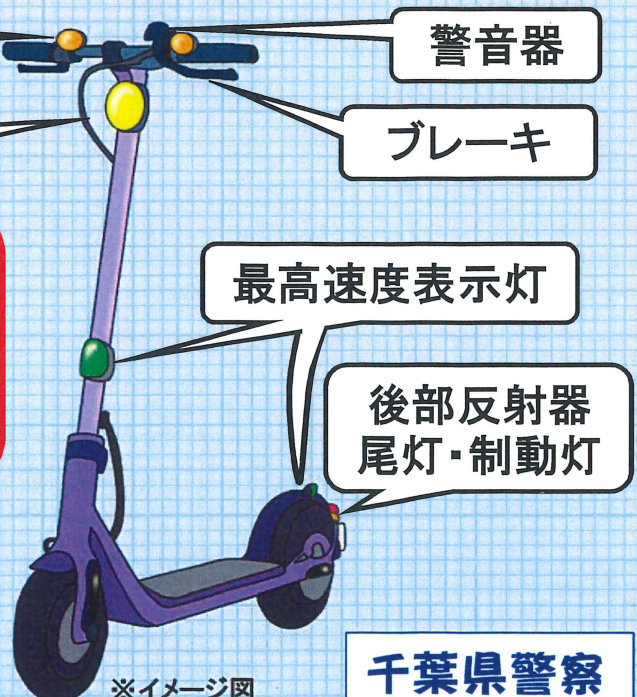
- ナンバープレート
- 自賠責保険(共済)の加入
- 道路運送車両の保安基準に適合していること

特定小型原動機付自転車には基準があります。全ての電動キックボードが免許不要になるものではありません！

詳しい基準やルールなどはこちら



【警察庁ウェブサイト】



※イメージ図

千葉県警察

特定小型原動機付自転車の 主な交通ルール

動画で学ぼう！
【警察公式チャンネル】



※ 自転車道、普通自転車専用通行帯も通行できます

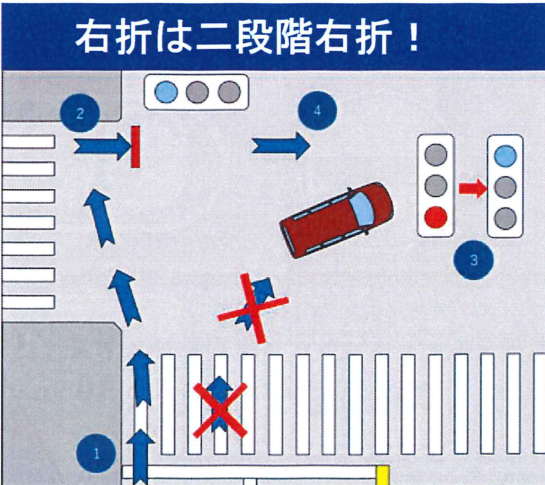
例外的に歩道を通行できる場合

特例特定小型原動機付自転車に限り、「普通自転車等及び歩行者等専用」の標識が設置されている歩道を通行することができます。

普通自転車等及び歩行者等専用

【特例特定小型原動機付自転車とは】

- 最高速度表示灯を点滅
- 時速6キロメートルを超えて加速できない構造



信号や標識を守る！！

原則として、車両用の信号に従う。

車両進入禁止

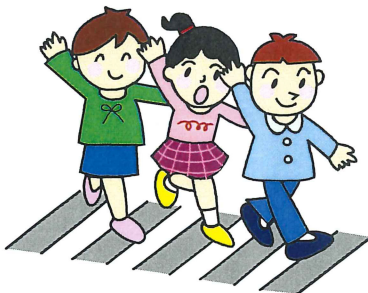
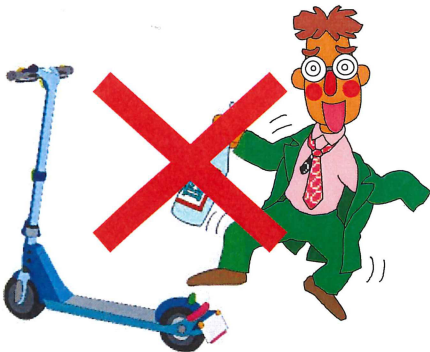
一時停止

一方通行

飲酒運転は禁止！

横断歩道は歩行者優先！！

ながら運転は禁止！二人乗りも禁止！！



ヘルメットを着用しましょう！

交通事故は必ず通報(110番)！！